

京都市訓令甲第 6 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項中第39号を第40号とし、第14号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 京都市債権管理条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)